平成 24 年度 包括外部監査結果報告書 及びこれに添えて提出する意見

(テーマ)

県有施設等の効果的・効率的な管理・運営について

平成 25 年 3 月

山形県包括外部監査人 髙嶋清彦

目次

| 第1 | 包括外部監査の概要 | 1 |
|------|----------------------------|-----|
| Ι | 監査の種類 | 1 |
| П | 選定した特定の事件 | 1 |
| 1. | 包括外部監査の対象 | 1 |
| 2. | 包括外部監査の対象期間 | 1 |
| 3. | 特定の事件を選定した理由 | 1 |
| Ш | 包括外部監査の方法 | 2 |
| 1. | 監査要点 | 2 |
| 2. | 監査手続 | 3 |
| IV | 包括外部監査従事者 | 5 |
| 1. | 包括外部監査人 | 5 |
| 2. | 包括外部監査人補助者 | 5 |
| V | 包括外部監査期間 | 5 |
| VI | 利害関係 | 5 |
| 第2 | 包括外部監査の監査結果(要約) | 6 |
| Ι | 監査の結果について | 6 |
| П | 監査結果および意見の要約リスト | |
| 第3 | 包括外部監査の監査結果 | 17 |
| Ι | 県の現状について | 17 |
| П | 総括 | 35 |
| Ш | 道路 | 54 |
| IV | 河川管理施設(ダムを含む) | 79 |
| V | 港湾施設 | 97 |
| VI | 農業水利施設 | 110 |
| VII | 漁港施設 | 129 |
| VIII | 庁舎等(警察施設を含む) | 141 |
| IX | 公舎 | 147 |
| X | 学校 | 151 |
| XI | 平成20年度包括外部監査結果に対する対応状況について | 161 |

第1 包括外部監査の概要

■ 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。)第252条の37第1項および第2項に基づく「包括外部監査」である。

Ⅱ 選定した特定の事件

1. 包括外部監査の対象

県有施設等の効果的・効率的な管理・運営について

2. 包括外部監査の対象期間

原則として平成 23 年度の執行分または平成 23 年度末の状況とした(ただし、必要と認めた場合には、他の年度を含む。)。

3. 特定の事件を選定した理由

厳しい経済環境のもと、県では厳しい財政状態が続き、また、少子高齢化を伴う人口減少 に歯止めがかからないという環境下にある。

一方で、提供される公共サービスは将来にわたり適切な水準が維持されなければならない という視点から、高度経済成長期に新設された公共施設が老朽化し更新時期を迎えつつある という状況は看過できないものと考えられる。

こうした状況は、適切な施策が行われなければ、公共サービスの低下をもたらす可能性が あるのみならず、公共施設の性質を考えると、利用する県民の安全性が確保されない可能性 を含んだものと認識できる。

県では、平成19年度以降、「社会資本の長寿命化対策」を重要な施策として公表し、限られた財源の中で県有施設の安全性を確保するとともに、コストの縮減、必要予算の平準化を図るため、アセットマネジメント手法による社会資本の効率的・効果的な維持・更新に取り組んでいる。

なお、平成24年度当初予算においては、社会資本の長寿命化対策として、橋梁・道路・ 河川管理施設等の長寿命化対策事業費4,220百万円、農業水利施設の長寿命化対策事業費

1,747 百万円が計上されている。

こうした県の取組み(社会資本整備や維持管理・修繕)が経済性・効率性・有効性を充足し長期的な視点で計画的に実施されているかを検証することは、公共施設の適切な維持管理 および有効活用を実現するという観点から、有意義と考え、監査テーマとして選定した。

監査人は、アセットマネジメントを「社会資本を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来 にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための手法」と認識し ている。また、保有する資産の規模を適正なものとすることは維持管理コストを縮減させる ために重要な視点であると考える。

Ⅲ 包括外部監査の方法

1. 監査要点

地方公共団体のアセットマネジメントにおいては、次の観点より、議論されることが多い。

(1) 量の見直し

施設に対するニーズの減少に対応して、量の見直しを行い、総量縮減を図る戦略が重要である。

(2) 質の見直し

量の見直しによって保有すべき施設が特定された後、質の見直しを行うことが重要である。ここで質の見直しとは次の考え方を含むものである。

- ・すでに有効利用されている施設については、計画的保全を行い、従来の建て替える戦略から長寿命化を図る戦略が重要である。
- ・耐震性・省エネ性などにも十分配慮した戦略が重要である。
- ・修繕や改修工事など建設関連費用の縮減や運営維持費の縮減を図る戦略が重要である。
- (3) データの一元管理と全体像の把握

全体の面積、築年数、構造、修繕履歴、利用度評価などの項目について、すべての施設に共通したデータ収集を図り、管理する体制を構築し運用することが重要である。

上記の議論を踏まえ、監査人は次の観点より監査を進めた。

- (1) 県有施設または県管理施設の状況を正しく把握しているかどうか。
- (2) 施設の整備は、長期的な維持管理が十分に考慮された適切なものとなっているかどうか。
- (3) 県の長寿命化対策(計画)は、長期的な視点に立って費用対効果が考慮された適切なものとなっているかどうか。
- (4) 施設の修繕は、計画に基づき効果的・効率的になされているかどうか。

(5) 施設の有効活用に関する施策が十分有効なものとなっているかどうか(過去の包括外部監査への対応状況を把握することを含む。)。

2. 監査手続

まず、県有施設等を次のように把握・分類した。

- (1) 道路(橋梁、舗装、トンネル)
- (2) 河川管理施設 (ダムを含む)
- (3) 港湾施設
- (4) 農業水利施設
- (5) 漁港施設
- (6) 庁舎等(警察施設を含む)
- (7) 公舎
- (8) 学校

県が保有する施設については、道路法(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号)、港湾法(昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号)、および山形県公有財産規則(昭和 49 年 4 月 1 日山形県規則第 25 号)等に基づき管理されている。

上記の1.監査要点に従い、それぞれの担当部局に対して次の手続きを実施している。

- 分析等
 - ・関連法規等の調査
- ②各部局等へのヒアリング
- ③各種議事録、決裁文書等の閲覧
- ④その他必要と判断した手続き(施設の規模等により、監査人が必要と認めた場合、各施設よりサンプルを抽出し現地視察を行った。)

上記において把握した施設の管理担当部局および現地視察した場合の視察対象は次のとおりである。

| | 区分 | 担当部局 | 視察対象 |
|---|------------|----------|---------------------------------|
| 1 | 道路(橋梁、舗装、ト | 県土整備部 | ・県道「楢下高畠線」(上山市) |
| | ンネル) | 道路課 | •「県道酒田鶴岡線廃道敷地」 |
| | | | (鶴岡市茨新田字砂山) |
| 2 | 河川管理施設(ダムを | 県土整備部 | ・牛渡川・吹浦排水樋門(5) |
| | 含む) | 河川課 | (遊佐町) |
| | | | ・新井田川・新橋排水樋門(1) |
| | | | (酒田市) |
| | | | ・田沢川ダム(酒田市) |
| 3 | 港湾施設 | 県土整備部 | ・酒田港(酒田市) |
| | | 空港港湾課 | |
| 4 | 農業水利施設 | 農林水産部 | 視察は実施しなかったが、次 |
| | | 農村整備課 | の施設を検討の対象とした。 |
| | | | ・菖蒲川ダム(上山市) |
| | | | ・生居川ダム(上山市) |
| | | | 新堰幹線用水路(寒河江市) |
| | | | ・北村一段揚水機場 3・4 号機 |
| | | | 送水管(東根市・村山市) |
| 5 | 漁港施設 | 農林水産部 | 由良漁港(鶴岡市) |
| | | 生産技術課水産室 | |
| 6 | 庁舎等(警察施設を含 | 総務部 | ・県庁舎 |
| | む) | 管財課 | ・置賜総合支庁本庁舎 |
| | | 警察本部会計課 | _ |
| 7 | 公舎 | 総務部 | ・山形第7号職員アパート |
| | | 管財課 | |
| 8 | 学校 | 教育庁 | • 新庄北高等学校 |
| | | 総務課 | • 新庄北高等学校最上校 |

Ⅳ 包括外部監査従事者

1. 包括外部監査人

公認会計士 髙嶋清彦

2. 包括外部監査人補助者

公記会計士展形直月人公認会計士士田公公公認会計士田日公公公公認会計士丁野等份公認会計士丁要份

V 包括外部監査期間

平成24年4月から平成25年3月までの期間、監査を実施した。

VI 利害関係

包括外部監査の対象として事件につき、包括外部監査人および包括外部監査人補助者は、 法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の監査結果 (要約)

I 監査の結果について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

| 区分 | 内容 |
|------|-------------------------------|
| 指摘事項 | 現在の法令等に照らして違反または不当と監査人が判断した事項 |
| | * 本文中、【指摘事項】と表記する。 |
| 意 見 | 「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断し |
| | た事項または検討を要すると判断した事項 |
| | * 本文中、【意見】と表記する。 |

これらの記載の区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、事実の多様性から必ずしも 厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果および意見については、平成 25 年 2 月末の時点での判断に基づき記載 している。

Ⅱ 監査結果および意見の要約リスト

| | 監査結果及び意見 | 区分 | 参照 |
|----|-----------------------------------|----|-----|
| | | | ページ |
| 県の | 現状に関する事項 | | |
| 1 | インフラ資産の把握について | 意見 | 27 |
| | インフラ資産の施設区分毎の評価額について、現状では、平成 19 年 | | |
| | 度末の数値しか把握されていない。現時点で、財務諸表は法令等に基づ | | |
| | きその作成・開示がもとめられている訳ではないが、今後その作成・開 | | |
| | 示が制度化される動きもあるため、その内訳を適確に把握する仕組みを | | |
| | 構築し把握する必要がある。 | | |
| | | | |
| 総招 | に関する事項 | | |
| 1 | アセットマネジメントにおける現状評価について | 意見 | 43 |
| | 県有施設全体について、維持対象となる資産を減少させることにより | | |
| | 維持管理コストを削減する効果が期待できることから、不要資産または | | |
| | 遊休資産については引き続き減少させる必要がある。 | | |

| 2 | アセットマネジメントにおける現状評価について 今後新たに資産を取得する際には、できるだけ長寿命となり維持管理 コストができるだけ低廉になるように、設計段階から十分意識する取組 みを徹底させるべきである。 | 意見 | 43 |
|---|--|------|----|
| 3 | アセットマネジメントにおける現状評価について 県は、資産総額の適正規模の考え方の標準化や他県との比較が可能な 環境の整備状況を踏まえ、将来的には、県有施設等の全体量について、 定量的な目標設定により PDCA サイクルが上手く回るよう、現状評価 (隣県比較等も含む)を定量的に行う手法について検討していくことが 望まれる。 | 意見 | 43 |
| 4 | 県有施設の定期点検等について 県有施設の定期点検等は一部の管理部局および比較的重要度が低い と判断された一定面積未満の施設が対象外となっており、県が管理する すべての施設が対象となっていない。安全性の確保、法令遵守および維 持修繕における全体最適の観点から、可能な限りすべての部局の施設を 対象とすることが望ましい。それが困難であれば、他の管理者との情報 共有等適切な連携を図っていく必要がある。また、対象外としている一 定面積未満の施設についても、安全性等の観点から必要と認められるも のについては定期点検等の対象とすべきである。 | 意見 | 45 |
| 5 | 県有施設に係る維持保全について 全体最適の観点から修繕等の重要度につきランク付けを行い、これに 従った維持保全活動が確実に行われるよう、実施状況に至るまでフォロ 一できる仕組みを構築し運用する必要がある。さらに、この結果を維持 修繕計画の策定に活かすことも有用である。 | 意見 | 47 |
| 6 | 維持管理費の総額把握と分析について 県有施設全体について見ると、その機能保全に必要な補修の水準や将 来的な費用推計が行われておらず、早急に対応すべき案件が後回しとな っていないかどうか検証する術がない。検証や将来予測を行う目的か ら、施設の性質に応じて維持管理費を網羅的・体系的に把握・分析し、 さらにそれらを統括する仕組みを構築し、運用する必要がある。 〈参考意見〉 ・県は全体最適の視点から、施設の性質に応じてアセットマネジメント | 指摘事項 | 48 |

| | の取組方針を明らかにし、これに基づく具体的な計画策定を行うべきである。 ・県には各分野を統括する体制がない。各分野を統括する部局等を明確にする必要があるのではないかと考える。あわせて、長寿命化およびコスト圧縮の成果を、詳細に評価する仕組みを構築する必要がある。 | | |
|----|---|------|----|
| 7 | アセットマネジメントにおけるシステム運用について 県有施設等に係る修繕記録等も含んだ施設情報につき一元的な管理 ができるような体制を確立する必要がある。その際には、各県有施設等 の情報管理について、十分なシステム化をはかる等行い、県有施設等の 管理に係る戦略策定とその実行の準備を行うべきである。 〈参考意見〉 上記6と同じ。 | 指摘事項 | 50 |
| 1 | (で関する事項) 橋梁に関する計画策定について 計画未策定の橋梁についても速やかに点検を行ったうえで、計画策定 することが必要である。 | 意見 | 66 |
| 2 | トンネルに関する計画策定について 「初回点検」は平成25年度までに完了させることとしている。 この点検により、緊急性を要すると判断される不具合が発見されたな らば、迅速な対応を行うことが必要である。 県管理トンネルの全てに対しこの点検が行われた後には、速やかに将 来の長寿命化修繕計画を策定し、計画に従った施策を講じる必要があ る。この際、トータルのコストを削減し、将来にわたり平準化するよう に検討する必要がある。 | 指摘事項 | 73 |
| 3 | 不用となった道路敷地について 道路が区域変更または供用廃止となり不用物件となった道路敷地に ついては、できるだけ速やかに、非常に面積の小さい物件もあることか ら効率的に処分することが必要である。 | 意見 | 77 |
| 河川 | 管理施設(ダムを含む)に関する事項 | | |
| 1 | 適正規模とするための取組みについて 人口減少・過疎化の進行等の結果、対象地域にある河川管理施設の社 | 意見 | 83 |

| | 会的影響が低下した場合、将来の更新計画の策定・見直しの際には、優 先度を下げる等により適正規模としていくことが必要である。 | | |
|---|--|------|----|
| 2 | ダムに関する現状把握について ダムの設備台帳は各総合支庁で保管するのみならず、県が一括して管 理し、いざ故障が発生した時に代替部品を即座に融通できるよう部品管 理のデータベース利用を検討する必要がある。 | 意見 | 87 |
| 3 | 堰、水門、樋門等に関する現状把握について 県主管課では、総合支庁からの点検結果および修繕等の実施にかかる データを入手しておらず、写真台帳が更新されていない状況である。管 理台帳は常に最新の状態であるべきで、毎年、県として保管する写真台 帳も更新する必要がある。 | 意見 | 88 |
| 4 | 堰、水門、樋門等に関する現状把握について 現在は、規則等で定められているわけではないため、重要な修繕等が あった場合にのみ「備考」に補修内容を記載している状況であるが、修 繕内容、年度、金額規模等の履歴を残すようにして、将来の修繕計画を 策定する際の補修間隔および補修金額の根拠データとして活用するこ とが必要である。 | 意見 | 88 |
| 5 | ダムに関する将来計画の策定について ダムは長期間使用する前提で設計・建築されているが、多くの県管理 ダムが竣工後 20~30 年を経過し、ダム管理用制御処理設備および取 水・放流設備等各種設備の更新時期を迎えるにあたり、できるだけ速や かに「ダム維持管理計画書」を策定する必要がある。 | 意見 | 89 |
| 6 | ダムに関する将来計画の策定について 堆砂対策に係る計画が策定されていないダムについて堆砂対策時期 が集中しないよう、洪水調節機能の長寿命化・予算平準化を目的とする 堆砂対策に係る計画を策定する必要がある。 | 意見 | 90 |
| 7 | 樋門に関する長寿命化計画の進捗状況について 実績と計画に乖離が生じており、これらを計画上の期限であるあと1 年以内に全て対応することは現実的に困難であると認められる。山形県 河川管理施設(樋門)長寿命化計画の中で言及している「維持管理の | 指摘事項 | 95 |

| | PDCA サイクル」をしっかり回して、長寿命化計画を見直す必要がある。 | | |
|----|---|----|-----|
| 洪沼 | 施設に関する事項 | | |
| 1 | 修繕履歴について 現状、過去の修繕履歴について一元的かつ網羅的な記録が残されていないが、過去の修繕履歴を一元的かつ網羅的に記録する必要がある。 | 意見 | 103 |
| 2 | 将来計画の策定について 国の交付金対象となった施設以外についても、維持管理計画策定のための現状把握調査および具体的計画策定を進める必要がある。 | 意見 | 106 |
| 農業 | | | |
| 1 | 機能保全計画に基づく対策工事の実施について 農業水利施設に関しては、機能保全計画の策定は県が行い、実際の機 能保全計画に基づく対策工事は農業水利施設の所有・管理者である土地 改良区等が行っている。このため、土地改良区等の財政負担の問題等に より必要な対策が適時に行われない場合があり、優先度をつけてストッ クマネジメントに取り組むように指導を徹底されたい。 | | 124 |
| 2 | 機能診断および機能保全計画策定について 対象総数が856件あることに鑑み、既存施設の有効活用や長寿命化を 図りライフサイクルコストを低減するために、早期に、対応されていな い施設の機能診断が行われるよう計画を進められたい。 | 意見 | 125 |
| 3 | 機能保全コストの見積りについて 実際の総事業費の見積金額と計画策定時の保全コスト算出金額とに 大幅な乖離が認められた案件があった。概算費用の大幅な乖離は将来の ストックマネジメントサイクルの参考値としての判断を誤らせるおそ れがあるため、今後、より正確なものとすることが必要である。 | 意見 | 128 |
| 漁港 | 施設に関する事項 | | 1 |
| 1 | 機能保全計画の策定について 比較的最近まで整備事業が行われたことや日常点検をもとに、老朽化 への対応策を早急に実施する必要性は低いと判断され機能保全計画が 策定されていない漁港についても、時間の経過とともに、将来、機能保 全のための対応が必要となってくると考えられる。 | 意見 | 136 |

| | 従って、必要な対応をいつ行うか検討することが必要である。 | | |
|----|---|------|----------|
| 2 | 漁港施設利用者の受益と負担の関係について 漁港の機能維持管理のためにコストが発生していることから、利用者 の受益と負担の関係について、県は、漁業振興政策等も十分に考慮しな がら検討する必要がある。 | 意見 | 140 |
| 庁倉 | - -等(警察施設を含む)に関する事項 | | <u> </u> |
| 1 | 将来計画の策定について 現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。長寿命化への対応 の方向性を明らかにする必要がある。 | 指摘事項 | 145 |
| 2 | 将来計画の策定について 長寿命化計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。 また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定しシミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。 | 意見 | 145 |
| 3 | 警察施設について 警察施設については、「県有施設の維持保全推進連絡会議」による定期点検等の対象とはなっていない。警察施設という特殊性はあるものの、可能な限り、他の庁舎と同様の現状把握の実施、修繕計画の策定等長寿命化の取組みを行うことが効率的である。 | 意見 | 146 |
| 公律 | | | |
| 1 | 将来計画の策定について 現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。長寿命化への対応 の方向性を明らかにする必要がある。 | 指摘事項 | 150 |
| 2 | 将来計画の策定状況について 長寿命化計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。 また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定しシミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。 | 意見 | 150 |

| 学校 | に関する事項 | | |
|----|---|------|-----|
| 1 | 使用していない教育財産について 利活用方法を検討している物件については、速やかに方針を決定しそ の方針に従った対応を進めることが必要である。 | 意見 | 158 |
| 2 | 現状調査結果に対する対応状況について 安全性の点から至急の対応を要する状態にあるものについては、速や かに対応することが必要である。 | 意見 | 159 |
| 3 | 将来計画の策定について 現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。 文部科学省における「老朽化対策検討特別部会」での検討結果を参考 としつつ、高等学校の校舎等についても老朽化への対応の方向性を明ら かにする必要がある。 | 指摘事項 | 160 |
| 平成 | 20年度包括外部監査結果に対する対応状況に関する事項 | | |
| 1 | 元米沢高等技術専門学校について 【平成20年度包括外部監査結果】 元米沢高等技術専門校(土地・建物):(土地未利用による年間機会損失=5,423 千円)将来企業誘致を検討しているということなので、当該誘致活動を積極的に行っていくべきと考える。 【意見等】 平成22年度に建物を解体し、県有財産有効活用検討会議において特別な検討を行う財産として検討中であり、できるだけ速やかに有効活用することまたは財産の処分を実行していただきたい。 | 意見 | 170 |
| 2 | 元県立南陽高等学校(セミナーハウス)について 【平成20年度包括外部監査結果】 元県立南陽高等学校(セミナーハウス)(土地):(未利用による年間機会損失=7,994 千円)県民のニーズを把握し、地元市とも協議し、利用計画を策定のこと。 【意見等】 県有財産有効活用検討会議にて特別な検討を行う財産として検討しているが、できるだけ速やかに有効活用することまたは財産の処分を実行していただきたい。 | 意見 | 170 |

| 3 | 企業局 公舎用地 (鶴岡) について 【平成 20 年度包括外部監査結果】 企業局 公舎用地 (鶴岡) (土地): 未利用による年間機会損失= 1,195 千円、処分基準による処分困難がある(「鑑定評価額の一定額 以下の対価での処分ができない」という基準があるため困難となっている。)。 【意見等】 売却、活用には至っていないため、早期に処分をすることが望ま | 意見 | 171 |
|---|--|----|-----|
| | LV. | | |
| 4 | 元県立新庄工業高等学校(土地)について 【平成20年度包括外部監査結果】 元県立新庄工業高等学校(土地):(未利用による年間機会損失=32,019千円)43697.41 ㎡という広大な土地でもあり、利用計画上、県民にとってのニーズを把握し、出来るだけ速やかに有効な活用ができるように、検討していくべき。 【意見等】 平成22年4月1日より新庄市に貸付を行い、新庄地区サッカー協会による市民運動場として活用しているとともに、当該財産を県有財産有効活用会議にて特別な検討を行う財産として検討している。また、メガソーラー発電の適地調査を実施し、候補地として検討している。 新庄市への無償貸し付けをという現状の活用法の是非や市民運動場として活用することが、その土地の最有効使用であるかどうかも含めて有効活用法を決定すべきである。 | 意見 | 172 |
| 5 | 山形駅西口の土地について 【平成 20 年度包括外部監査結果】 山形駅西口の土地への資金投下額は 6,757 百万円であるが、含み損が約 1,696 百万円にのぼる可能性がある。 【平成 20 年度包括外部監査結果】 山形駅西口の土地の機会損失は、年間約 154 百万円である。現在は有料駐車場となっている一部を除いて遊休地となっている。場所が山形駅の西側に隣接するだけに、このまま放置することは、県民にとって有益ではない。売却も考慮に入れた有効利用を期限付きで早急に立案すべきである。 | 意見 | 174 |

【意見等】 「山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会」において、山形駅西 口拠点施設のあり方を検討しているところである。平成20年度 時点での時価相当額は 5,061 百万円であるのに対して、平成 24 年度時点では4,058 百万円と推定される。取得価額は6,757 百万 であるから、含み損の金額が概算で 1.696 百万円から 2.699 百万 円に拡大しているものと思われる。 これらの状況に鑑み、「山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会」 における結論、県の財政状態、県民の要望等多方面から検討し、 また、広く県民から意見を徴し、早急に解決策を立案すべきであ る。 企業局用地(緑町会館)について 意見 175 【平成20年度包括外部監査結果】 (企業局用地) 山形県 (企業局) が社会福祉法人山形県社会福祉 事業団他9団体に貸与している建物の賃借料計算に、建物敷地に 該当する地代相当額が考慮されていない。機会損失は年間 3,110 千円。 【平成20年度包括外部監査結果】 (企業局用地) 山形県 (企業局) の十地で建物敷地以外の部分は、 緑町会館に入居している団体およびその職員によって、駐車場と して使用されている。入居団体は県ではないため、建物賃借料を 山形県(企業局)に支払っている。当然、駐車場の使用料も支払 うべきであるが、支払われていない。また、その入居団体の職員 が駐車している場合、その入居団体が負担しないのであれば、そ の職員が駐車場料金を支払うべきであるが、支払われていない。 そのため、入居団体ないしその職員が県有財産を無償で使用して いる結果となっている。そのため、年間約 11,475 千円の機会損 失が生じている。 【意見等】 賃借料の改定は行っていないものの、企業局が作成している 「山形県企業局中期経営計画」のなかで緑町会館の運用方針を検 討している。この中で早急に検討し、賃料の交渉等が必要である。

| 7 | 使用料等に関する減免措置等の公表について 【平成20年度包括外部監査結果】 使用料等について無償、減免さらに免除等の特別な取扱について 公共性、公益性を確保するため、山形県のホームページにおいてそ の特別な取扱いの内容を公表すべきである。 【意見等】 個人情報保護によるため公表事例はないが、減免については、特 例措置である以上、相手方が特定されない程度で公表すべきであ る。 | 意見 | 179 |
|---|--|----|-----|
| 8 | 元鶴岡第4号職員アパート(建物・土地)について 【平成20年度包括外部監査結果】 元鶴岡第4号職員アパート(建物・土地):除却費用がでないため、更地にできない状況にある。使用期間に渡って除却予算の積立を行うなど、除却がスムーズに行われる仕組みを構築することが必要。職員アパートに限らず、建物を建てた時は常に必要と考える。 【意見等】 当該物件については、平成22年度に解体済みである。また、除却予算積立は行われていない。 使用が終了し、かつ、その後利活用されないものについては、予算措置され次第、速やかに除却されることが必要である。なお、除却しないことによって安全性が損なわれる場合には、至急の対応が必要である。 | 意見 | 179 |
| 9 | 緑町会館および新築西通り会館の駐車場について 【平成20年度包括外部監査結果】 「緑町会館」および「新築西通り会館」の入居団体ないしその職員も、当該土地は県民の財産であることの認識に立ち、県民が納得できる相応の駐車場料金を負担すべきである。 【意見等】 緑町会館については、駐車場料金の改定は行っていないため、駐車場料金の有料化の是非や適切な料金体制について、早急に検討すべきである。 なお、新築西通り会館については、平成24年3月に入居していた全団体が移転し平成24年4月に用途廃止している。 | 意見 | 182 |

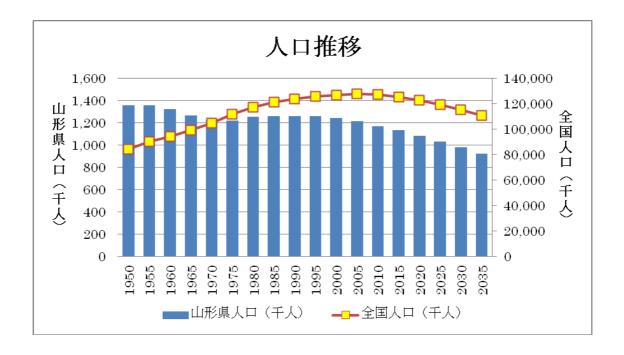
| 10 | 生活衛生同業組合団体協議会の事務所敷地について | 意見 | 185 |
|----|--------------------------------|----|-----|
| | 【平成20年度包括外部監査結果】 | | |
| | 生活衛生同業組合団体協議会に対する事務所敷地について、県 | | |
| | は売却を積極的に主導すべきであり、それでも同協議会等が拒否 | | |
| | する場合には、まず貸付に係る減免を排除することが妥当と考え | | |
| | る。 | | |
| | 【意見等】 | | |
| | 買取の協議を実施しているが現時点では困難であり、引き続き | | |
| | 支援として事務所敷地を貸付ける方針である。 | | |
| | 県の価値ある財産を同一の団体にかつ長期にわたって貸し付 | | |
| | けられている状態には疑義なしとしないが、団体の公的な位置づ | | |
| | けなども踏まえながら、貸付や処分のあり方を明確にしていくべ | | |
| | きである。 | | |
| | | | |
| 11 | 公舎料の算定について | 意見 | 186 |
| | 【平成20年度包括外部監査結果】 | | |
| | 管理主体の相違による公舎料算定基礎の相違があった。県(特に | | |
| | 病院事務局)は、適時な公舎料算定基礎に係る規程の見直しを行う | | |
| | べきである。 | | |
| | 【意見等】 | | |
| | 管理主体の相違による公舎料算定基礎の相違はのぞましくない | | |
| | ため、他部局との整合を図るよう検討すべきである。 | | |
| 10 | 11 日 八 人 フェーン・イ | 本日 | 105 |
| 12 | 職員公舎について | 意見 | 187 |
| | 【平成20年度包括外部監査結果】 | | |
| | 公舎使用期間について、県は長期入居対策につき早急に規定を | | |
| | 定めるべきである。そして当該規定の制定後、速やかに上記長期 | | |
| | 入居者に対して退去を前提とした対応を取ることが必要である。 | | |
| | 【意見等】 | | |
| | 長期入居者がいることによって、入居率が上がり、入居率が良く | | |
| | なったという理由で処分の対象にならないのは資産の有効活用と | | |
| | いう観点から、問題である。長期入居対策につき継続して検討すべ | | |
| | きである。 | | |
| | | | |

第3 包括外部監査の監査結果

■ 県の現状について

1. 山形県の人口動向および将来予測について

「日本の将来推計人口・都道府県の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、 平成19年5月推計)および「人口動態統計(確定版)の概況」(山形県、平成23年) に基づき、監査人が作成した過去の人口動向および将来予測は以下のグラフのとおりで ある。



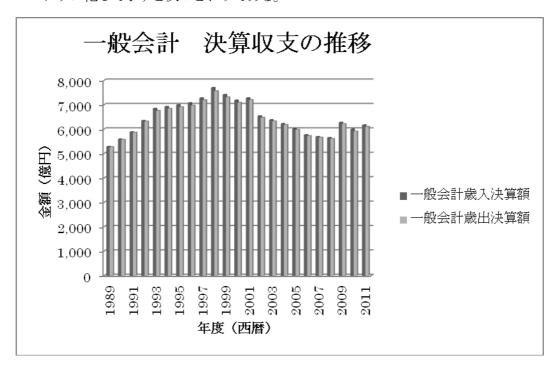
全国人口が2005年~2010年をピークに減少に転じることが予想されているが、山形県の人口も同様の推移となることが予想されている。すなわち、上記グラフ中1950年以降2005年までは1,200千人を上回っていたが、2010年では1,169千人となり、2035年時点では925千人となることが予想されている。

人口全体が減少することは、拡大経済から縮小経済への転換を意味する。一年間に国内生産された付加価値を表す指標である国内総生産(GDP, Gross Domestic Product)の大きさは労働者数と労働生産性で決定されるため、生産革新が無い限り、人口減少すると同時に労働人口が減少すれば GDP は減少する。一方、増加する人口にあわせて整備されてきた様々な公共資本は、人口減少によりその量が余剰となる可能性があることが指摘できる。

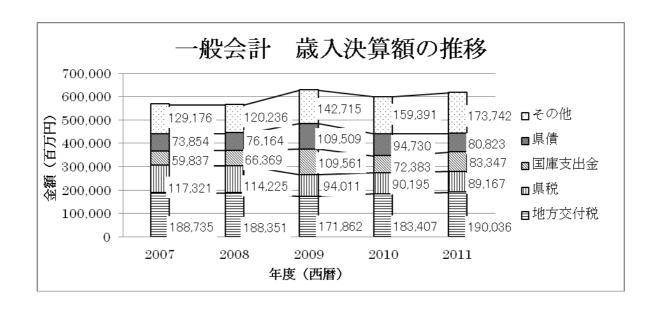
2. 山形県の財政状態について

(1) 一般会計の状況

県が公表している一般会計(歳入・歳出総額)の推移を、平成となった 1989 年度以降、グラフ化して示すと次のとおりである。



さらに直近5年間の主な科目毎に示すと次のとおりである。 〈歳入〉



上記の期間、1998年度(平成10年度)の7,699億円(歳入額)をピークに、近年は5,600億円から6,200億円の歳入額で推移している。歳入については、経済成長期のような連続して増加している状況ではない。

また、2011 年度(平成 23 年度)において、歳入の財源別の比率は、自主財源 39.5%、依存財源 60.5%の比率になっている。

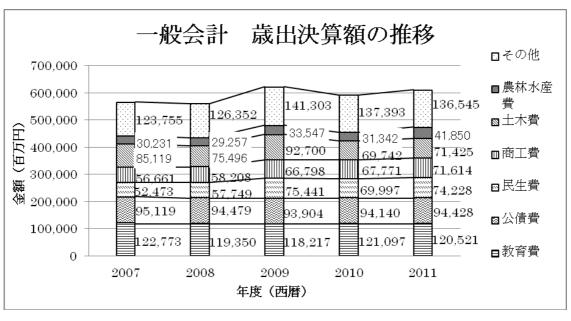
| 区分 | 科目 | 金額(百万円) | 比率 (%) |
|------|-------|---------|--------|
| 自主財源 | 県税 | 89,167 | 14.4 |
| | 諸収入 | 83,550 | 13.5 |
| | その他 | 71,145 | 11.6 |
| | 自主財源計 | 243,862 | 39.5 |
| 依存財源 | 地方交付税 | 190,036 | 30.8 |
| | 国庫支出金 | 83,347 | 13.5 |
| | 県債 | 80,823 | 13.1 |
| | その他 | 19,046 | 3.1 |
| | 依存財源計 | 373,252 | 60.5 |
| 歳入計 | | 617,116 | 100.0 |

※ 自主財源とは、地方公共団体の財源のうち、国に依存しないで自らの権限 により独自に調達できるものをいう。

依存財源とは、国を経由する財源で自治体自らの裁量が制限されているもの をいう。

注)百万円未満四捨五入のため計において一致しない場合がある。

〈歳出〉



(2) 施設の維持修繕のための支出

県では、決算数値に関して、施設の維持修繕費として体系的に把握した統計資料は持っていない。

一般会計当初予算ベースにより、総務部財政課が集計した数値を示すと次のとおりである。 これらの数値には、「除雪に関する費用」を含んでいるが、事業化される規模の大規模な修 繕費を含んだものではない。

従って、全ての施設の維持修繕費を網羅していないが、既存施設の機能を維持するための 通常のメンテナンスコストの水準を明らかにはできるものと考え、記載するものである。

(単位:百万円)

| 科目 | | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23 年度 | 24 年度 | 摘要 |
|-------|-------|---------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 総務費 | | | 14 | 10 | 6 | 6 | 2 | *1 |
| 農林水産業 | 林業費 | | - | - | - | - | 121 | *2 |
| 費 | 水産業費 | 漁業取締・水産試験 | 17 | 28 | 24 | 24 | 92 | *3 |
| | | 場 | | | | | | |
| | | 漁港 | 31 | 49 | 27 | 26 | 26 | |
| | | 計 | 48 | 78 | 51 | 50 | 117 | |
| | 農林水産業 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 48 | 78 | 51 | 50 | 238 | |
| 土木費 | 道路橋梁費 | Ē. | 4,521 | 4,490 | 5,405 | 5,270 | 4,896 | |
| | 河川海岸 | 河川 | 565 | 676 | 635 | 634 | 585 | |
| | 費 | 砂防 | 59 | 60 | 56 | 54 | 56 | |
| | | 海岸保全 | 4 | 6 | 6 | 6 | 6 | |
| | | 計 | 628 | 742 | 696 | 694 | 646 | |
| | 港湾費 | 港湾 | 83 | 80 | 78 | 79 | 79 | |
| | | 空港 | 504 | 498 | 478 | 473 | 492 | |
| | | 計 | 587 | 578 | 556 | 552 | 571 | |
| | 都市計画 | 区画整理 | 8 | 12 | 10 | 11 | 24 | |
| | 費 | 街路 | 6 | 6 | 9 | 9 | 8 | |
| | | 公園 | 711 | 691 | 692 | 695 | 694 | |
| | | 計 | 725 | 709 | 711 | 714 | 726 | |
| | 住宅 | | 367 | 358 | 358 | 356 | 355 | |
| | 土木費計 | | 6,829 | 6,877 | 7,726 | 7,587 | 7,194 | |
| 警察費 | | | 120 | 120 | 116 | 116 | 109 | |
| 教育費 | | | 48 | 44 | 50 | 13 | 13 | *4 |
| 合計 | | | 7,059 | 7,129 | 7,949 | 7,771 | 7,557 | |

- *1 庁舎および公舎
- *2 森林公園(23年度までは他科目に計上)
- *3 漁業取締船、漁業試験調査船
- *4 庁舎、水産実習船
- 注) 百万円未満四捨五入のため計において一致しない場合がある。

(3) 県債の未償還残高

県債残高は次のとおりである。

(単位:百万円)

| 区分 | | 19 年度末 | 20 年度末 | 21 年度末 | 22 年度末 | 23 年度末 |
|--------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 臨時財政対策債 *2 | 177,556 | 200,365 | 248,532 | 304,295 | 343,744 |
| 一般会計 | 補正予算債 *2 | 71,448 | 64,594 | 65,433 | 62,347 | 59,342 |
| | その他 | 867,533 | 852,364 | 837,642 | 805,344 | 775,263 |
| | 計 | 1,116,536 | 1,117,323 | 1,151,608 | 1,171,986 | 1,178,349 |
| 特別会計*1 | | 28,743 | 27,622 | 28,149 | 27,065 | 26,071 |
| 企業会計*1 | | 82,709 | 71,689 | 66,662 | 62,192 | 59,900 |
| 습計 | | 1,227,988 | 1,216,634 | 1,246,418 | 1,261,243 | 1,264,319 |

- *1.「企業会計」は、電気事業、水道用水供給事業、病院事業など地方公営企業法を適用する事業に係るものを集計
- し、「特別会計」にはそれ以外の特別会計に係るものを集計した。
- *2.「臨時財政対策債」とは、国から地方公共団体に交付される地方交付税の不足分を補てんするものである。「補正予算債」とは、経済対策に伴う国の追加公共事業の地方負担額に充当されるものである。「臨時財政対策債」および「補正予算債」の元利償還金は、後年度の地方交付税で措置されることとなるため、実質的にその償還のために県の負担は生じない。

県では、「山形県財政の中期展望」(平成25年2月)において、『持続可能な財政運営のため、中長期的な財政健全化目標として、「臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少」を目指します。』、との目標を示している。

注) 百万円未満を四捨五入しているため計において一致しない場合がある。

平成 23 年度末、臨時財政対策債および補正予算債を除いた一般会計分の県債残高は 7,753 億円となっている。これは平成 23 年度歳入のうち自主財源約 3 年分の水準である。今後、これらの県債を償還しなければならないという将来の財政負担が存在している。この状況から、施設の新規取得や更新は簡単ではないと考えられる。すなわち、老朽化した施設については、従来のように建替を行うことが簡単ではない。

3. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日 法律第 47 号。以下、「行政改革推進法」という。) について

行政改革推進法第58条において、「国の資産の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。」とされ、国の資産及び債務に関する改革の趣旨及び基本方針が規定されている。

さらに、行政改革推進法第62条において、地方公共団体も第58条から第60条までの 規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努 めるものとする、と規定されている。

- ・資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- ・資産及び負債に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

このように、行政改革推進法は、資産に関する管理等に関して、地方公共団体にもこの 法律の趣旨に沿った施策を推進するように努めることを求めている。

「行政改革推進法」より抜粋

第五節 国の資産及び債務に関する改革

(趣旨及び基本指針)

第五十八条 国の資産及び債務に関する改革は、財政融資資金の貸付金の残高の縮減を維持し、歳出の削減を徹底するほか、国有財産(国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号) 第二条 に規定する国有財産をいう。以下同じ。)の売却、剰余金等(決算上の剰余金及び特別会計における積立金をいう。以下同じ。)の見直しその他の措置を講ずることにより、国の資産(外国為替資金特別会計法第一条に規定する外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金及び国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産その他これらに類する資産を除く。次条において同じ。)の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。

- 2 政府は、前項の改革の推進に資するため、次に掲げる原則により財政運営に当たるとともに、国民の理解を深めるため、これらの原則に関連する情報を積極的に公表するものとする。
- 一 将来の国民負担を極力抑制すること。
- 二 市場金利の変動その他の要因が財政運営に与える影響を極力抑制すること。
- 三 国の債務の残高を抑制すること。
- 四 剰余金等が過大とならないようにすること。

(国の資産の圧縮)

第五十九条 政府は、平成二十七年度以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度末における当該割合の二分の一にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 国の資産の保有の必要性を厳格に判断すること。
- 二 売却が可能と認められる国有財産の売却を促進すること。
- 三 過大と認められる剰余金等については、国債総額の抑制その他国民負担の軽減に資するため、その活用を図ること。

(国の資産及び債務の管理の在り方の見直し)

第六十条 政府は、国の資産及び債務の管理に関し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 国有財産については、時価により売却した場合に見込まれる収入その他の当該国有財産 の保有を継続することにより得られないこととなる利益を考慮し、その売却の可能性を検討す ること。
- 二 国有財産の性質に応じ、その証券化(資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号) 第二条第二項 に規定する資産の流動化その他これに類する手法を用いて資産を譲渡し、 又は信託する方法をいう。以下この号において同じ。) について、危険の分散を行うための手法の有無及び国民負担の軽減に資するか否かを見極めつつ検討するほか、国の貸付金については、幅広い観点からその証券化の適否を検討すること。
- 三 国有財産の管理(国有財産法第一条 に規定する管理をいう。)について、民間の知見を活用するための仕組みを整備するとともに、国債に関する施策について、当該知見を活用して関係職員の専門的能力を向上させ、その充実を図ること。
- 四 国有財産について、次に掲げるところにより、その効率的な活用の促進を図ること。
- イ 庁舎等(庁舎法第二条第二項 に規定する庁舎等をいう。以下この号において同じ。)の設置に当たっては、取得及び賃借のうち有利な方法によるものとし、既存の庁舎等については、使用の状況の実地監査及び庁舎法 に基づく使用調整を徹底して使用の効率化を図るとともに、余裕が生じた部分を国以外の者に貸し付けること。
- ロ 国が利用していない国有の宅地(宅地となる見込みのあるものを含む。)について、不整 形な土地の区画の変更等により売却の容易化を図るとともに、売却までの間、国以外の者に対 する貸付け又は管理の委託を行うよう努めること。
- 2 政府は、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備を促進するため、当該書類を作成する基準について必要な見直しを行い、その他必要な取組を行うものとする。

(具体的内容及び手順等)

第六十一条 財務大臣は、平成十八年度中に、前二条の規定により講ずる措置について、そ

の具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表するものとする。

(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。
- 2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の 慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の 協力を行うものとする。

4. 県が保有する資産の状況について

県が保有する資産規模の状況を概観する。県が公表している数値をもとに取りまとめると次のとおりである。

(1) 決算書類からの把握

地方自治法第233条第1項では次のように規定されている。

会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇 月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなけれ ばならない。

また、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第166条第2項および第3項では、地方自治法により提出すべき書類を次のように定めている。

- ・歳入歳出決算事項別明細書
- ・実質収支に関する調書
- ・財産に関する調書

このうち、「財産に関する調書」において、公有財産の残高が明らかにされている。平成23年度の財産に関する調書では、公有財産のうち土地および建物は次のとおりの残高となっている。

〈平成23年度末〉

(行政財産) (単位:m²)

| | | 十地 | 建物 | | | |
|-------|----------|---------------|-----------|--------------|--------------|--|
| | 区分 | | 木造 | 非木造 | 延面積計 | |
| | | (地積) | (延面積) | (延面積) | | |
| 本庁舎 | 本庁舎 | | | 38,292.17 | 38,292.17 | |
| 県会議事堂 | 県会議事堂 | | | 13,128.38 | 13,128.38 | |
| その他の行 | 警察施設 | 368,694.94 | 15,866.66 | 93,082.80 | 108,949.46 | |
| 政機関 | その他の施設*1 | 7,082,678.82 | 18,414.32 | 376,061.31 | 394,475.63 | |
| 公共用財産 | 学校 | 3,340,635.80 | 22,148.86 | 752,936.37 | 775,085.23 | |
| | 公営住宅 | 336,427.00 | 9,030.45 | 247,615.98 | 256,646.43 | |
| | その他の施設*2 | 3,805,978.69 | 7,724.75 | 85,900.01 | 93,624.76 | |
| 山林 | | 4,246,909.45 | | 343.60 | 343.60 | |
| 合計 | | 19,262,488.38 | 73,185.04 | 1,607,360.62 | 1,680,545.66 | |

- *1 県が事務事業を行うための施設(総合支庁舎、試験研究施設等)が含まれる。
- *2 県民が利用するための施設(広場、県民の森、自然の家等)が含まれる。

〈平成23年度末〉

(普通財産) (単位: m²)

| | 十地 | 建物 | | | |
|---------|----------------------------|----------|------------|------------|--|
| 区分 | 工 ^地 (地積) | 木造 | 非木造 | 延面積計 | |
| | (上巴介貝) | (延面積) | (延面積) | | |
| その他の施設 | 842,306.44 | 3,158.64 | 56,292.66 | 59,451.30 | |
| 一般公舎 | 93,986.20 | 2,083.45 | 47,064.83 | 49,148.28 | |
| 警察公舎 | 121,114.46 | 2,843.51 | 67,053.96 | 69,897.47 | |
| 山林 | 56,408.07 | | | | |
| 合計 | 1,113,815.17 | 8,085.60 | 170,411.45 | 178,497.05 | |
| 土地取得事業特 | 850,093.37 | | | | |
| 別会計取得用地 | | | | | |

なお、決算制度上、公有財産の金額に関する情報は決算書類においては開示されないし、また、後述するインフラ資産に関する情報は、決算書類の「財産に関する調書」においては開示されない。

(2) 財務諸表からの把握

平成 12 年 3 月、自治省(現 総務省)は「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」を公表し、このなかで地方公共団体において財務諸表を作成することが望ましいとし、貸借対照表の具体的作成方法を示した。その後、平成 19 年 10 月、総務省は『「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」』を公表している。

県では、これらを受け、平成 12 年度より「財務諸表」を作成・公表しており、また、平成 21 年度より「基準モデル」に基づく財務諸表を作成している。

この財務諸表中、山形県(単体)の貸借対照表において「事業用資産」中の「有形固定資産」 および「インフラ資産」の金額残高を把握することができる。

ここで、事業用資産とは、「資本形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益 (キャッシュ・フロー)の流入が見込まれる資産(将来売却が可能なもの)であり、公有財産 として管理されている土地、建物など」のことである。

また、インフラ資産とは、「資本形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益 (キャッシュ・フロー)の流入が見込まれない資産(将来売却が不可能なもの)であり、道路、 橋りょう等の社会資本」のことである。

平成24年10月公表の平成23年度版「山形県の財務諸表」(貸借対照表・行政コスト計算書・ 純資産変動計算書・資金収支計算書)によれば、平成23年度の有形固定資産(事業用資産の 内訳科目として開示されている)およびインフラ資産は次のとおりである。

(単位:百万円)

| 区分 | 平成23年度末残高 | 平成22年度末残高 |
|---------------|-----------|-----------|
| 土地 | 177,120 | 177,037 |
| 建物 | 219,495 | 222,626 |
| その他(機械器具・物品等) | 39,406 | 38,700 |
| 有形固定資産計 | 436,021 | 438,363 |
| 公共用財産用地 | 457,746 | 456,779 |
| 公共用財産施設 | 1,508,892 | 1,530,584 |
| その他の公共用財産 | 72,855 | 74,284 |
| 公共用財産建設仮勘定 | 1,213 | 2,219 |
| インフラ資産計 | 2,040,706 | 2,063,866 |

(参考)

事業用資産およびインフラ資産の算定方法は、当該財務諸表において「資産の算定方法」 として次のように説明されている。

- 平成19年度以前に取得した事業用資産及びインフラ資産については、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」等を基に、公正価値により、評価している。例えば、土地については、有償・無償取得を問わず、固定資産税評価額を基礎に、建物・工作物(道路等)については、取得価額×デフレータなどによる再調達価額を基礎に評価額を算定している。
- 平成20年度以降に取得した事業用資産及びインフラ資産については、資産の取得に係る直接的な対価(公有財産購入費・工事請負費)のほか、付随費用(設計等の委託費)も取得価額に含め、積み上げている。
- 事業用資産・インフラ資産(土地・立木竹及び美術品を除く)については、残存価額 をゼロとし、取得年度の翌年度から定額法により減価償却を行っている。

このうち、インフラ資産について施設区分毎に金額を把握すると次のようになる。ただし、 現状では、県では平成 19 年度末の数値しか把握されていない。現時点で、財務諸表は法令等 に基づきその作成・開示がもとめられている訳ではないが、総務省において「今後の新地方公 会計の推進に関する研究会」が開催される等、今後その作成・開示が制度化される動きもある。 このため、その内訳を適確に把握する仕組みを構築し把握する必要がある。【意見】

当該数値は、担当部局である会計局会計課において把握している数値に基づくものである。

〈平成19年度末〉

(インフラ資産)

(単位:百万円)

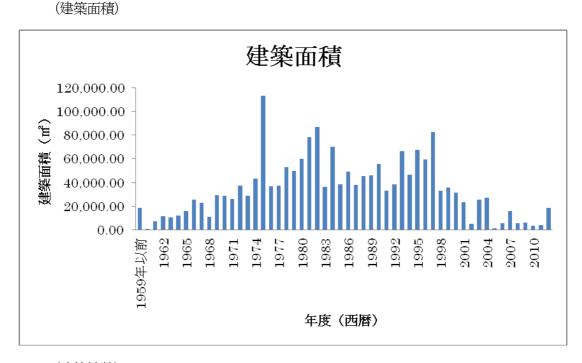
| 施 | 設区分 | 金額 |
|---------|-----------|-----------|
| 道路 | 舗装 | 437,923 |
| | 橋梁 | 211,881 |
| | トンネル | 51,392 |
| 道路計 | | 701,195 |
| 河川管理施設 | ダム | 115,637 |
| | その他 (水門等) | 423,184 |
| 河川管理施設計 | - | 538,821 |
| 港湾施設(漁港 | 施設も含む。) | 117,281 |
| 都市公園 | | 27,065 |
| 上記以外 | | 748,442 |
| インフラ資産合 | ·計 | 2,132,804 |

5. 建築物等の建築時期について

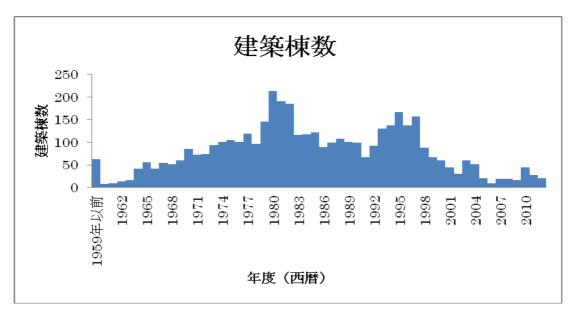
山形県公有財産規則(昭和49年4月1日山形県規則第25号)第23条に基づき整備されている公有財産台帳により把握されている建築物等の建築時期について、総務部管財課により集計された結果は次のとおりである。

なお、集計時期(基準日)は、平成24年6月末である。

(1) 建物全体



(建築棟数)



これらの実績より次のことが言える。

- ・1975 年(昭和 50 年)時点の建築面積が増加しているが、これは現県庁舎が建築されたためである。
- ・建築面積ベースで、1982 年(昭和 57 年)以前に建築された建物は全体の約 46%にあたる。建築後 30 年を経過した建物が全体の約半分近くを占めている。また、1962 年(昭和 37 年)以前に建築され、建築後 50 年を経過している建物は、94 棟 37,849.49 ㎡であり、それぞれ全体の 2.0%である。
- ・1980年(昭和55年)前後および1995年(平成7年)前後に、建築棟数のピークが到来 している。

なお、建物の構造別の棟数および面積は次のとおりである。

() 内は全体に対する割合%

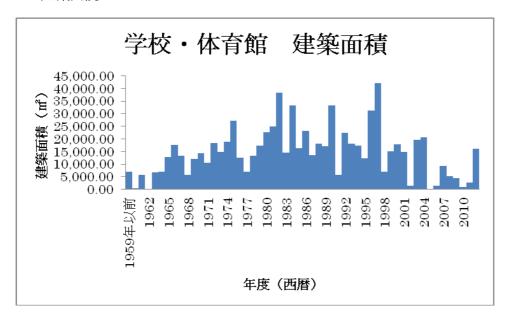
| | () 1 1107 [1107]) 0 11 11 1 | | |
|--------------|-------------------------------|--------------|--|
| 構造 | 棟数 | 面積(m²) | |
| 鉄骨造り | 1,547 | 333,574.04 | |
| | (35.9) | (17.9) | |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造り | 84 | 209,644.37 | |
| | (2.0) | (11.3) | |
| 鉄筋コンクリート造り | 1,421 | 1,212,836.33 | |
| | (33.0) | (65.2) | |
| 木造造り | 920 | 81,270.64 | |
| | (21.4) | (4.4) | |
| その他 | 332 | 21,717.33 | |
| | (7.7) | (1.2) | |
| 計 | 4,304 | 1,859,042.71 | |
| | (100.0) | (100.0) | |

山形県公有財産規則によると、教育の用に供する行政財産の管理については、教育長に補助 執行させるものとされている。すなわち、教育用財産の管理部局は教育庁総務課となっている。 また、同様に警察の用に供する行政財産の管理事務は、警察本部長に補助執行させるものとさ れている。すなわち、警察用財産の管理部局は警察本部会計課となっている。

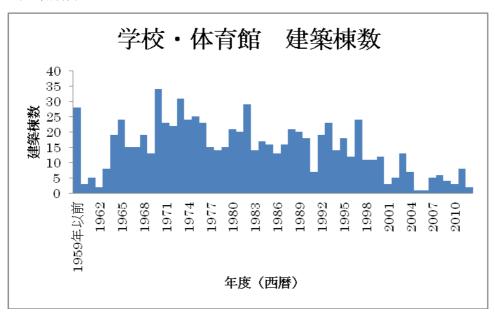
参考のため、学校・体育館および警察施設に関して、別掲すると次のようになる。

(2) 学校·体育館

(建築面積)

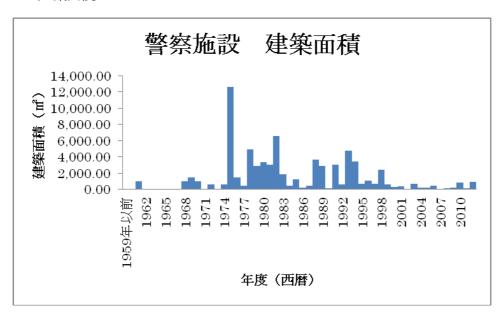


(建築棟数)

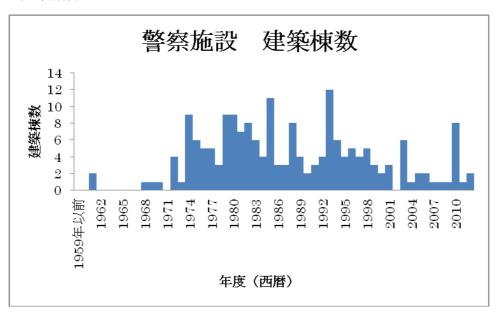


(3) 警察施設

(建築面積)



(建築棟数)



6. 建築物等の長寿命化の取組みについて

特に高度成長期以来、人口増加や社会要請により建設が進められてきた施設が、全国的に、建築後時間が経過してきている現状が指摘できる。

これらの状況に対応するため、国の取組みがスタートしている

例えば、国土交通省の社会資本整備審議会建築分科会において、2005 年に官公庁施設部会が設置され、国家機関の建築物の現状と課題および今後の施策展開の方向性等について議論が行われた。その成果として「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」が取りまとめられている。

以下に本文を抜粋する。

• 国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するためのファシリティマネジメント

官庁営繕行政としての基本的課題を解決するためには、国土交通省は、財務省が行う庁舎等の使用調整に積極的に協力・連携するとともに、全ての国家機関の建築物について、そのライフサイクルを通じて、総合的に企画・管理し、活用するといういわゆるファシリティマネジメントを実施すべきである。

その際、個別の建築物のみを対象として実施するのではなく、国家機関の事務所等の管轄区域を勘案して、当該管轄区域の重複する一定のエリア内に存在する全ての国家機関の建築物を対象として実施することが効果的かつ効率的である。

また、ファシリティマネジメントを効果的に実施するためには、国土交通省は、本省、地方 支分部局それぞれにおいて、財務省と協議・調整する枠組みを設けることが望ましい。

• 国家機関の建築物の効果的・効率的な保全、運用の確保

官公法等の改正により整備された制度の一層の普及、定着を図ることにより、個々の建築物の保全の適正化を図るとともに、一定のエリア内の全ての国家機関の建築物を対象としたファシリティマネジメントを効果的に実施するための保全のあり方を明確にして、より効果的・効率的な保全・運用を推進すべきである。

• 効果的・効率的なファシリティマネジメントを実現するために当面実施すべき施策につい て

国土交通省は、以下の施策を積極的に推進して、一定エリア内の国家機関の建築物の群としての効果的・効率的なファシリティマネジメントを行うとともに、このファシリティマネジメントの計画及び実施の各段階において、各般の社会的要請に的確に対応することにより、国家機関の建築物を良質なストックとして、整備・活用を図るべきである。

施設整備計画の策定

国土交通省は、一定のエリア内における複数の国家機関について、財務省の国有財産データ

とも連携して、国土交通省のデータベースの内容の充実を図り、活用することにより、各国家機関の機能に応じ、その行政管轄を考慮して、確保すべき建築物の性能を分類し、それぞれの性能毎に必要な建築物の床面積を把握する。

これらの情報に基づき、当該エリア内の国家機関の建築物を建て替えが必要な建築物、コンバージョンや大規模なリニューアルを行うべき建築物、社会的要請に応えて良質なストックとしてその性能の向上を図るべき建築物、又は、不用となる建築物、余剰床を活用する必要がある建築物等に分類する。

その上で、所有、利用形態に関わらず、費用対効果やリスクを把握し、財務省の行う庁舎等の使用調整に協力・連携して、使用者である各国家機関の機能と使用する建築物が有する性能が最適な組合せとなる一定エリア内の国家機関の建築物の群としての施設整備計画を策定すべきである。

また、この施設整備計画を円滑に実施するため、先行的に特定のエリアを選択して、ケーススタディを実施し、その成果を検証することが重要である。

指導・監督及び実績の評価

国土交通省は、官公法第9条の規定に基づく意見書制度等を活用して、上記施設整備計画に 基づき、各国家機関を指導・監督するとともに、その実績を継続的に評価し、当該施設整備計 画にフィードバックして、効果的なファシリティマネジメントを実施すべきである。

保全の適正化

ファシリティマネジメントを実施するに当たって、所有・利用形態に関わらず、個々の建築物について、国家機関が使用する建築物として要請される機能・性能を確保するため、保全の責任の所在の明確化を図る。また、国土交通省は、各国家機関に対し、修繕計画の立案や修繕費用の確保等の適正化を図るよう指導、支援するとともに、その誘導手法を確立すべきである。

• 計画・実施の各段階における社会的な要請への的確な対応

国土交通省は、ファシリティマネジメントの計画及び実施の各段階において、以下のとおり、 国家機関の建築物への社会的要請に的確に対応し、ストック全体の質の向上を図るべきであ る。

- 1. 国家機関の建築物の総合的な環境負荷低減対策の推進・強化を図るため、より効果の高いグリーン庁舎の整備を推進するとともに、適正な施設の運用管理の徹底と、ESCO事業を含む効果的なグリーン改修を実施する。また、施設整備及び施設運用に携わる者が共通で使用可能なLCEM手法を活用して、運用状態の適正化と的確なコミッショニングを実施し、運用段階におけるエネルギー利用効率の一層の高度化を推進する。
- 2. 国家機関の建築物の耐震安全性の向上については、これまでの取組みに加え、既存建築物についても官公法第13条第1項の規定に基づく基準を満足するよう、建て替えや耐震改修を計画的に実施するほか、建築物の有効利用のため、施設整備計画に基づき、一定のエリア内の建築物全体としての耐震性能を向上させる。

- 3. すべての利用者が円滑かつ快適に利用できるものとなるように、「どこでも、だれでも、 自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、計画及び実施 の各段階において、多様な利用者の参加に配慮し、関係者との連携を図りつつ、営繕 を行う。
- 4. 国家機関の建築物の意義を考慮すると、その位置やデザイン、性能等については、当該地域の特性の配慮や周辺のまちづくりの計画との調整が重要であり、地方公共団体等との連携を図りつつ、営繕を行う。

なお、県での取組みについては、第3.Ⅱ.1の記述を参照のこと。

Ⅱ 総括

1. 県有施設等に係る県の対策について

(1) 県の策定した計画

県は、平成22年3月に「第3次山形県総合発展計画」を策定している。「第3次山形県総合発展計画」は、経営者や有識者、学者等17名から成る山形県総合政策審議会からの答申を受け、県民・県議会・市町村等からの意見を踏まえながら、策定したものである。本計画は、概ね10年間における県づくりの基本的な考え方と基本目標、その実現に向けた政策展開の方向性を示す「長期構想」と、概ね4カ年で推進する目標実現のための重点的に取り組む事業の方向性を示す「短期アクションプラン」により構成されている。

この「長期構想」において、県有施設等については、次のとおり記載されている。

- Ⅱ 県づくり構想
- 3 地域社会
- (2) 暮らしや産業を支える社会資本の機能強化・長寿命化の推進《中略》
- ① 災害等に強い安全・安心な県土づくり≪中略≫
- ② 交通、情報通信ネットワークの整備《中略》
- ③ 利便性の高い身近な社会資本づくり≪中略≫
- ④ ストックを活かした質の高い社会資本づくり

既存の公共施設の他(多)用途転用などの有効活用や長寿命化を推進しつつ、社会資本の計画、建設、維持管理、改築、除却に至るまでを、<u>管理主体を超えて計画的に行うアセットマネ</u>ジメントシステム^{※1}の導入を進める。

また、景観形成や環境負荷の低減、誰もが使いやすいことを重視するユニバーサルデザイン ※2 の考え方の導入など、社会資本の質的な充実・向上に取り組む。

※1 アセットマネジメントシステム: 社会資本を資産ととらえ、その<u>劣化等を将来にわたり推測</u>することにより、<u>最も費用対効果の高い維持・管理や対策を行うための方法</u>のこと。 ※2 ユニバーサルデザイン: 年齢差や健常者、障がい者などの区別なく、全ての人々にとって使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

また「短期アクションプラン」においては、次のとおり記載されている。

テーマ5:県土環境の保全・創造・活用

施策4:必要な社会資本の整備と有効活用・長寿命化の推進

<主担当部局: 県土整備部>

<目的>

暮らしや産業経済活動を支えるために真に必要な社会資本を整備するとともに、その機能の維持・向上を図る。

<事業の展開方向>

- <u>今後の社会資本整備の方向性と目標を明確化</u>するとともに、それに沿った施策を展開する。
- 高速道路、幹線鉄道、空港・港湾などの広域的な高速交通ネットワークの整備・機能向上や、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備など、全国的・広域的視点に立った社会資本の整備を進める。
- 日常生活を支える鉄道やバスなどの地域交通ネットワークの形成、治山、治水、土砂災害対策などの推進による安全・安心な県土づくりなど、地域の実情を踏まえた社会資本づくりを進める。
- <u>施設の長寿命化の推進</u>、道路や公園など身近な社会資本づくりへの県民参加の促進、ユニバーサルデザインの考え方や環境負荷の低減への取り組みの導入などを通じて、社会資本の機能の維持・向上を図る。

≪中略≫

<主要事業とその工程>

| | 担当部局 | 4年間の推進工程 | | | | |
|---|----------------|---------------------------|------------------|---------------------|-------|--|
| | 123部间 | H21 | H22 | H23 | H24 | |
| (1) 全国的・広域的視点に立った 社会資本の整備《中略》 (2) 地域の実情を踏まえた社会 資本づくりの推進《中略》 (3) 社会資本の機能の維持管 | 県土整備部 [| 社会資本整備 針となる「県 図」の改定 | " '- \ \ - ' ' | 入土未来図」に注 関 | 沿った施策 | |
| 理・向上 | | | | | | |
| ①アセットマネジメント手法の | 県土整備部 | 長寿命化計画 | に基づく <u>橋梁</u> の | 予防保全型管理 | の推進 | |
| 拡大 | | | | | | |
| | 県土整備部 農林水産部 | | | ・農業水利施設が く予防保全型管 | | |
| 《以下、略》 | | | | | | |

また、県は、「第3次山形県総合発展計画」と同時に、「地域主権時代の県政運営指針」(山形県行財政改革推進プラン;以下、「行財政改革推進プラン」という。)」(平成22年3月)という行財政改革に関する新たな指針を策定した。この指針は、その後3年間の県政運営、特に行財政運営のあり方について、地域主権の時代に対応して、県自らの意思と責任のもと、県民視点に立って県政運営に取り組む方針を示したものである。

この「行財政改革推進プラン」において、県有施設等について次のとおり記載されている。

第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

- 2 持続可能な財政基盤の確立
- ① 自主財源の確保 《中略》
- ② 徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中

持続可能な財政運営を確保するため、事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率 化など、歳出の見直しを徹底する。

歳出の見直しに当たっては、現下の政策課題のみならず、未来への礎となる政策や施策への財源の重点配分を行いながら、より一層の選択と集中を図る。≪中略≫

◎県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

限られた財源の中で県有施設の安全性を確保するとともに、コストの縮減、必要予算の 平準化を図るため、従来の「傷んでから治す管理」から、「傷みが小さいうちから計画的 に対策を実施することで長寿命化させる管理」いわゆる<u>アセットマネジメント**手法によ</u> る維持管理を推進する。

※アセットマネジメント: 道路等構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的に資産の状態を予測するとともに、維持・管理について、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮し、計画的かつ効率的に管理すること。対症療法から予防保全型の管理を行っていく手法。 《後略》

(2) 県有施設等に係るその他の対策

さらに、県はこれまで県有施設等の管理について、検討委員会の設置等、下表のような対策 を講じている。

表:建築物等に係る対策

| 設置年度 | 県有施設等に | 対策概要 | 構成 |
|--------|--------|-------|-----------------------|
| | 係る対策 | | |
| 平成10年度 | 県有普通財産 | 普通財産の | 総務部財政課・総務部管財課・企画振興部企 |
| | 有効活用検討 | 有効な利活 | 画調整課・環境エネルギー部環境企画課・子 |
| | 委員会 | 用の検討 | 育て推進部子育て支援課・健康福祉部健康福 |
| | | | 祉企画課・商工労働観光部産業政策課・農林 |
| | | | 水産部農政企画課・県土整備部管理課、各総 |
| | | | 合支庁総務企画部総務課、教育庁総務課、警 |
| | | | 察本部会計課、企業局総務企画課、病院事業 |
| | | | 局県立病院課 17名 |
| | | | (特別な検討を要する場合、外部有識者出席) |
| | | | |

| 設置年度 | 県有施設等に | 対策概要 | 構成 |
|----------|--------|---------|------------------------|
| | 係る対策 | | |
| 平成 14 年度 | 県有施設の維 | 県有施設の | 総務部人事課、総務部総務厚生課、総務部学事 |
| | 持保全推進連 | 計画的な維 | 文書課、総務部管財課、企画振興部県民文化課、 |
| | 絡会議 | 持保全の在 | 環境エネルギー部環境企画課、環境エネルギー |
| | | り方につい | 部危機管理課、環境エネルギー部食品安全衛生 |
| | | て検討 | 課、子育て推進部子育て支援課、子育て推進部 |
| | | | 子ども家庭課、健康福祉部健康福祉企画課、健 |
| | | | 康福祉部障がい福祉課、商工労働観光部産業政 |
| | | | 策課、商工労働観光部工業振興課、商工労働観 |
| | | | 光部観光交流課、農林水産部農政企画課、農林 |
| | | | 水産部生産技術課、農林水産部畜産課、農林水 |
| | | | 産部森林課、県土整備部都市計画課、県土整備 |
| | | | 部空港港湾課、県土整備部建築住宅課、教育庁 |
| | | | 総務課、教育庁生涯学習振興課、教育庁文化財 |
| | | | 保護推進課、教育庁スポーツ保健課、病院事業 |
| | | | 局県立病院課、各総合支庁総務企画部総務課 |
| | | | 30名 |
| 平成23年度 | 県有財産有効 | 重要な(一定 | 企画振興部・総務部管財課・総務部財政課・ |
| | 活用検討会議 | 程度の面積 | 環境エネルギー部環境企画課・子育て推進部 |
| | | を有するな | 子育て支援課・健康福祉部健康福祉企画課・ |
| | | ど) 未活用土 | 商工労働観光部産業政策課・農林水産部農政 |
| | | 地等活用の | 企画課・県土整備部管理課、各総合支庁総務 |
| | | 検討 | 企画部地域振興課、教育庁総務課、企業局総 |
| | | | 務企画課、病院事業局県立病院課 17名 |
| 平成24年度 | 山形駅西口拠 | 山形駅西口 | 学識経験者、建築家、商店会長など21名 |
| | 点施設検討有 | 拠点施設の | |
| | 識者懇談会 | あり方 | |

ここで、普通財産とは行政財産以外の一切の公有財産をいう(地方自治法第238条第4項参照)。

地方自治法第238条(公有財産の範囲及び分類)

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドッグ並びに航空機

- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(中略)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権
- 2 (省略)
- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

表:インフラ資産に係る対策

| 分野 | 担当部局 | 策定されている計画の名称等 | 摘要 |
|--------|----------|-----------------------|----------|
| 道路 | 県土整備部 | 平成19年度以降、取り組んでいる。直 | ・国庫補助事業 |
| | 道路課 | 近では、「平成 24 年版 山形県橋梁長寿 | である。 |
| | | 命化修繕計画」(平成24年9月)を策定 | |
| | | している。 | |
| | | 「山形県道路舗装長寿命化修繕計画」 | • 国庫補助事業 |
| | | (平成23年6月)を策定している。 | である。 |
| | | | |
| 都市公園 | 県土整備部 | 「公園施設長寿命化計画」を策定してい | ・国庫補助事業 |
| | 都市計画課 | る。 | である。 |
| | | | |
| 河川管理施設 | 県土整備部 | 「河川管理施設長寿命化計画」を策定し | • 国庫補助事業 |
| | 河川課 | ている。 | である。 |
| | | | |
| 港湾施設 | 県土整備部 | 平成 21 年度以降、「維持管理計画」を策 | • 国庫補助事業 |
| | 空港港湾課 | 定している。 | である。 |
| | | | |
| 農業水利施設 | 農林水産部 | 平成 19 年度以降、「機能保全計画」を策 | • 国庫補助事業 |
| | 農村整備課 | 定している。 | である。 |
| | | | |
| 漁港施設 | 農林水産部 | 平成22年度以降、「機能保全計画」を策 | • 国庫補助事業 |
| | 生産技術課水産室 | 定している。 | である。 |
| | | | |

※ 「国庫補助事業」とは、公共事業において、地方自治体が行う事業に、国が費用の一部を負担す

る事業のこと。

2. 県の対策に対する監査人の意見等

(1) アセットマネジメント(以下、「AM」という。)の定義および計画策定 「第3次山形県総合発展計画・長期構想」および「行財政改革推進プラン」でいう AMの定 義における管理対象、管理手法、目的、目標をまとめると次表のとおりとなる。

表:山形県における AM の定義(平成22年)

| | 管理対象 | 管理手法 | 目標 | 目的 |
|-----------|--------|----------|---------|----------|
| 「第 3 次山形県 | 社会資本 | (計画、建設、 | 劣化等を将来に | 最も費用対効果 |
| 総合発展計画・ | | 維持管理、改築、 | わたり推測する | の高い維持・管理 |
| 長期構想」 | | 除却に至るまで | | や対策を行う |
| | | 管理主体を超え | | |
| | | て計画的に行 | | |
| | | う) | | |
| 「行財政改革推 | 道路等構造物 | 客観的に把握・ | 中長期的に資産 | 維持・管理の最適 |
| 進プラン」 | | 評価 | の状態を予測 | |

さらに「第3次山形県総合発展計画・短期アクションプラン」では、「施策4:必要な社会資本の整備と有効活用・長寿命化の推進」の主担当部局を「県土整備部」、AM 手法の拡大を担当する部局を「県土整備部」「農林水産部」とし、その具体的対象を「橋梁」「道路・港湾・河川・都市公園・農業水利施設など」としている。この点、県における AM の定義においては、「全体最適」の概念とそれに基づく具体的な計画に乏しいものと考える。インフラ資産のみを対象としている点からは、全体最適という目的に対する実現可能性に疑問が残り、また全ての部局に係る具体的計画も存在しておらず、したがって県全体を挙げて AM に取り組むという視点に立った具体的計画とはなっていないからである。ここで、監査人は「全体最適」を「部局を超えて、同質の県有施設等に係る情報を種類ごとに一元管理することで県有施設等を有効利用するとともに、県有施設等に係る取得費用から使用時の修繕費等の維持管理費および除却費用までを把握しつつ、県有施設等に係る予算を将来にかけて平準化することにより、最少の費用により最大の効果を上げること」と考えている。

県は全体最適の視点から、施設の性質に応じてアセットマネジメントの取組方針を明らかに し、これに基づく具体的な計画策定を行うべきである。

なお、P-48、P-50の記述を参照のこと。

(2) アセットマネジメントに係る組織構造

一般的に、組織においては、指揮命令系統を明確にした上で事業部間競争により生産性を向上することを目的として各事業に特化するタテ機能と、組織の各事業に共通する人・物・金・情報に係る部門を共有し全体最適を図ることにより組織全体の効率的運用を目的とするヨコ機能が重要であるといわれる。

AM を全体最適化の視点から取り組むには、全庁横断的に管理するヨコ機能も必要ではないだろうか。

また、県は「行財政改革推進プラン」において、PDCAサイクルについて次のように記述している。

第2 県民視点に立った県政運営の推進

2 県政推進のPDCAサイクルの運営

各部局長等による主体的な部局運営を中心として、総合発展計画の推進など全庁横断的な取り組みを効果的・効率的に推進するための PDCA サイクル (Plan (計画策定) \rightarrow Do (実施) \rightarrow Check (検証) \rightarrow Action (見直し) のサイクル) を運営する。

- ・<u>各部局長が</u>、当該年度において重点的かつ責任をもって取り組むべき施策等の目標を設定し、総合発展計画など全庁横断的な視点を踏まえつつ、自ら評価・検証・改善を行う。
- ・「県政運営の基本的考え方」等を県民に広く公表し、県民の意見を反映しながら推進する。 《後略》

県の考える PDCA サイクルでは、サイクルを回す主体が各部局長という「部局単位」である。 しかし、AM は施設の性質に応じて、部局間を超えた全体最適の視点が重要であることから、 PDCA サイクルの主体についても部局単位ではなく全庁的な管理組織が主体となって実行することにより全体最適化を進めることができるものと考えられる。

県には各分野を統括する体制がない。各分野を統括する部局等を明確にする必要があるのではないかと考える。あわせて、長寿命化およびコスト圧縮の成果を、詳細に評価する仕組みを構築する必要がある。

なお、P-48、P-50 の記述を参照のこと。

(3) アセットマネジメントにおける現状評価

①県有施設全体についての現状評価

現在、県において県有施設等が過剰か否かについては、個別に管理主体である各部局単位で行っていると考えられるが、全体量としての評価は特段行われていない。その中で、県は普通財産の売却等を進めている。それは、県有施設等が以下の通り、厳しい環境に置かれていることに起因しているものと考えられる。

● 人口減少による施設ニーズの減少

全国人口が2005年~2010年をピークに減少に転じることが予想されているが、山形県の人口も同様の推移となることが予想されている。すなわち、1950年以降2005年までは1,200千人を上回っていたが、2010年の人口1,169千人となり2035年時点では925千人となることが予想されている。増加する人口にあわせて整備されてきた様々な公共資本は、人口減少によりその量が余剰となる可能性があることが指摘できる(第3.I.1.「山形県の人口動向および将来予測について」参照)。

● 財政逼迫による維持管理費用確保の困難性

施設の維持修繕費は下記のとおりである。なお、全ての施設の維持修繕費を網羅していないが、既存施設の機能を維持するための通常のメンテナンスコストの水準を明らかにはできるものと考え、記載するものである(次表参照)。臨時財政対策債および補正予算債を除く県債の平成23年度末一般会計残高は7,753億円である。これは平成23年度歳入のうち自主財源約3年分の水準である。今後、これらの県債を償還しなければならないという将来の財政負担が存在している。この状況から、施設の新規取得や更新は簡単ではないと考えられる。すなわち、老朽化した施設については、従来のように建替を行うことが簡単ではない(第3.1.2.「山形県の財政状態について」参照)。

表:施設の維持修繕費(一般会計当初予算)と県債残高(一般会計)の推移

(単位:百万円)

| | 20年度(末残高) | 21年度(末残高) | 22年度(末残高) | 23年度(末残高) |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施設の維持修繕 | 7,059 | 7,129 | 7,949 | 7,771 |
| 費(一般会計当 | | | | |
| 初予算) | | | | |
| 県債残高 (一般 | 852,364 | 837,642 | 805,344 | 775,263 |
| 会計) ※ | | | | |

[※] 臨時財政対策債および補正予算債を除く、県が実質的に将来負担することになる県債にかかるもの。

県有施設等の老朽化

建築後30年を経過した建物が全体の約半分近くを占めている。また、建築後50年を経過している建物は94棟37,849.49㎡であり、それぞれ全体の2.0%である(第3.I.5.「建築物等の建築時期について」参照)。

安全性の確保

特に高度成長期以来、人口増加や社会要請により建設が進められてきた施設が、全国的に、建築後時間が経過してきている現状が指摘できる。この点は、県においても同様である。これらの状況に対応するため、国の取組みがスタートしている(第3.1.6.「建築物等の長寿命化の取組みについて」参照)。

現在、県では普通財産の売却等を進めているが、その前提として県有施設等の全体を把握できる体制・台帳整備を実施し、供給基準・利用度評価など基準設定とその評価の確立が必要であろう。また、新規取得に関しては、取得から維持管理、さらには除売却に至るまでのトータルコストを考慮したうえで意思決定を行うべきであろう。

維持対象となる資産を減少させることにより維持管理コストを削減する効果が期待できることから、不要資産または遊休資産については引き続き減少させる必要がある。【意見】 また、今後新たに資産を取得する際には、できるだけ長寿命となり維持管理コストができるだけ低廉になるように、設計段階から十分意識する取組みを徹底させるべきである。【意見】

県有施設等の全体量については、必ずしもその管理手法が構築されている現状ではないかも しれないが、隣県等のデータと比較・検討することにより県有施設等の適正規模を把握し、も ってその後のアセットマネジメントを有効に実施できるものと考えられる。たとえば、関西学 院大学大学院教授の石原俊彦氏は、地方公共団体における資産の適正規模について「監査制度 改革と地方公会計改革」(地方議会人 2011 年 8 月)において次のように言及している。

ここにおいて身の丈の資産総額は、たとえば、財政健全化の判断指標でもある実質公債費比率 を手がかりに15%に目標設定し、それをインフラ資産や公の施設の平均耐用年数、ならびに、地方債の投資への財源充当率を加味するなどの方法で、試算することができよう。この試算された資産金額から平均耐用年数を加味して計算された資産総額と貸借対照表の有形固定資産総額を比較すると、各自治体で身の丈を超えた(過大投資部分の)資産額を試算することができる。

- (注)・実質公債費率:地方税、普通交付税の様な使途が特定されていない経常的に収入される財源のうち、実質的な公債費相当額(普通会計の公債費、公営企業債償還費に対する繰出金、一部事務組合公債費に対する負担金など)に充当されたものが占める割合であり、前3年度の平均値をいう。
 - ・標準財政規模:地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す値で、その大きさは「標準 税収入額+普通地方交付税額+地方譲与税額+交通安全対策特別交付金額+臨時財政対 策債発行可能額」で求められる。言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の 大きさである。

県は、資産総額の適正規模の考え方の標準化や他県との比較が可能な環境の整備状況を踏まえ、将来的には、県有施設等の全体量について、定量的な目標設定により PDCA サイクルが上手く回るよう、現状評価(隣県比較等も含む)を定量的に行う手法について検討していくことが望まれる。【意見】

②個別施設の現状評価

現在、山形県において県有施設の現状評価については、個別に管理主体である各部局単位で 行っているものがほとんどと考えられる。この点、同じ種類・性質の施設等については「全体 像が把握できるデータの収集・管理ができる体制の確立」が重要と考える。

i) 評価の対象について

県は、県有施設の長期的な活用と施設利用者の安全性の確保を目的として、計画的な維持保全の在り方について検討を行うため、「県有施設の維持保全推進連絡会議」を設置している(「1.(2) 県有施設等に係るその他の対策」参照)。当該連絡会議の事務局は県土整備部建築住宅課営繕室に置かれている。

当該連絡会議では、平成 14 年に施行された「県有施設の維持保全推進連絡会議規約」に基づき、次の事務を行うものとされている。

- 1. 県有施設の現況分析と計画的な維持管理と修繕・改築等の検討
- 2. 県有施設の維持保全に関するデータベースの構築の検討
- 3. 県有施設の定期的な維持保全調査及び定期点検についての検討

当該定期点検等の対象は、知事部局、教育委員会および病院事業局が管理者となっている施設であるが、企業局および警察本部が管理者となっている施設は含まれていない。これら対象外としている施設については、それぞれの管理者において点検等が行われているためである。平成17年の建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号。以下、「建築基準法」とする。)の改正により、公共施設が定期点検の対象に追加された。具体的な実施方法については、「県有施設の維持保全に関わる定期点検等実施要領」に規定されており、「県有施設の定期点検等技術基準」により準拠すべき基準が明確にされている。

これによると、県民の利用度が高い重要施設(建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期点検対象施設を含む。)を対象とし、3 年に一度(建築基準法第 12 条第 4 項の規定による建築設備等については毎年)の頻度としている。

具体的に対象としているのは、以下の施設である。

| 区分 | 主な内容 | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 県外 | 計 |
|---------|----------|----|----|----|----|----|----|
| 集会場・公会堂 | 県民会館、遊学館 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 病院 | | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 6 |
| 宿泊施設 | 少年自然の家等 | 5 | 1 | 1 | 4 | 0 | 11 |
| 共同住宅 | 公舎等 | 18 | 4 | 8 | 8 | 2 | 40 |
| 児童福祉施設等 | | 6 | 1 | 4 | 6 | 0 | 17 |

表:定期点検等対象施設一覧

| 区分 | 主な内容 | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 県外 | 計 |
|---------------|----------|-----|----|----|----|----|-----|
| 学校 | | 27 | 8 | 13 | 16 | 0 | 64 |
| 体育館 | | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 博物館 | | 6 | 1 | 2 | 1 | 0 | 10 |
| スポーツ練習場等 | | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 7 |
| 自動車車庫・格納庫 | | 8 | 3 | 6 | 3 | 0 | 20 |
| 事務所(5 階・1,000 | 県庁舎、各支庁舎 | 4 | 1 | 2 | 1 | 0 | 8 |
| m²以上) | | | | | | | |
| その他重要施設 | | 18 | 3 | 6 | 14 | 0 | 41 |
| 合計 | | 106 | 24 | 42 | 56 | 2 | 230 |

- (注)・村山、最上、置賜、庄内は、各総合支庁管内の意味である。
 - ・平成24年度当初時点、今後3年間で全ての施設の定期点検等を実施する計画である。
 - ・「その他重要施設」とは、建築基準法第12条第2項および第4項の規定による定期点検対 象施設以外の施設で、100㎡程度を超える事務所などである。

県有施設の定期点検等は一部の管理部局および比較的重要度が低いと判断された一定面積未満の施設が対象外となっており、県が管理するすべての施設が対象となっていない。安全性の確保、法令遵守および維持修繕における全体最適の観点から、可能な限りすべての部局の施設を対象とすることが望ましい。それが困難であれば、他の管理者との情報共有等適切な連携を図っていく必要がある。また、対象外としている一定面積未満の施設についても、安全性等の観点から必要と認められるものについては定期点検等の対象とすべきである。【意見】

ii) 評価に基づく修繕等実施状況の把握について

前出「県有施設の維持保全推進連絡会議」においては、建物の現況調査を実施した結果として修繕等実施の必要性について、以下のとおり区分評価している。

表:修繕等実施の必要性

| | 公. 1011年 中央地域区 |
|-------|------------------------------------|
| ランク | 内容 |
| ランク A | 速やかに問題部位の修繕や更新を行う必要がある場合で、次の項目等に該 |
| | 当する場合 |
| | ・法律に定める規定に抵触し、防災上、衛生上支障がある場合。 |
| | ・部分の劣化や破損が著しく、落下等により、近い将来の人的被害が予想 |
| | される場合。 |
| | ・設備や配管等にトラブルがあり、業務やライフライン等に支障をきたす |
| | ことが予想される場合。 |
| ランク B | 年次計画や優先的に修繕や更新を行う必要がある場合で、次の項目等に該 |
| | 当する場合 |
| | ・部位に劣化や破損などが見られ、近い将来、業務に支障をきたす恐れが |
| | ある場合。 |
| | ・設備や配管が老朽化し、近い将来、トラブルの発生する恐れがある場合。 |
| ランク C | 緊急性は低いが、将来的に支障をきたすことが予想され今後の劣化状況な |
| | どを観察する必要がある場合。 |
| 要調査 | トラブルの原因が不明であり、別途、詳細調査が必要な場合。 |

最近の当該定期点検結果について、A ランク判定結果に着目して取りまとめると、次のとおりである。

表:定期点検結果とAランク判定との推移について

| | 定期点 | 京検等実施施設 | 数 | | ランク A 判定 | |
|--------|-----|---------|----|-----|----------|-----|
| 年度 | 構築物 | 建築設備 | 計 | 施設数 | ランク A 割合 | 箇所数 |
| 平成20年度 | 23 | 23 | 46 | 35 | 76.1 | 105 |
| 平成21年度 | 22 | 24 | 46 | 33 | 71.7 | 107 |
| 平成22年度 | 29 | 16 | 45 | 31 | 68.9 | 87 |
| 平成23年度 | 21 | 21 | 42 | 30 | 71.4 | 71 |

当該点検の趣旨は、技術的な見地からのみ修繕に係るランク付けを行い、その結果を各管理部局へ情報提供することにある。したがって、実際に修繕するか否かは各担当部局の判断に委ねられており、たとえ当該点検においてAランクに判定された箇所であっても、必ずしも速やかに修繕されない可能性がある。また、当該連絡会議では判定結果を事後的にフォローしていないため、判定の有用性が測定・評価できていない。

県有施設に係る維持保全について、全体最適の観点から修繕等の重要度につきランク付けを 行い、これに従った維持保全活動が確実に行われるよう、実施状況に至るまでフォローできる 仕組みを構築し運用する必要がある。さらに、この結果を維持修繕計画の策定に活かすことも 有用である。【意見】

また、当該判断基準・評価基準は社会情勢や技術革新により影響を受けるものであることから、それらを正確に把握した上で基準を適時に更新できる体制の整備が求められる。

点検・診断に関して新しい手法や知見がある場合には、それらを十分に反映させて県有施設等の評価を行い、維持修繕計画の策定・見直しが必要である。

iii)維持管理費の総額把握と分析

平成 20 年度から平成 24 年度までに実施した(平成 24 年度は実施予定)経常的な維持修繕費と投資的な長寿命化対策に係る予算措置の状況は次のとおりである。

表:施設の維持修繕費(一般会計当初予算)の推移

(単位:百万円)

| | 平成20年度 | 平成 21 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------|--------|----------|--------|--------|
| 施設の維持修繕費 | 7,059 | 7,129 | 7,949 | 7,771 |
| (一般会計当初予算) | | | | |

表: 社会資本の長寿命化対策に係る(当初)予算措置の状況(単位:百万円)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 橋梁補修 | 4,703 | 2,300 | 2,662 | 3,945 | 3,831 |
| 耐震改修 | 1,581 | 2,403 | | | |
| 農業水利施設補修 | 68 | 192 | 167 | 1,970 | 1,747 |
| 道路照明灯更新 | 100 | 100 | | | |
| 信号灯器LED化更新 | 254 | 237 | 216 | 108 | 102 |
| 都市公園施設補修 | | | 36 | 225 | 99 |
| 舗装補修 | | | 40 | 128 | 269 |
| トンネル補修 | | | 60 | 70 | |
| 河川管理施設補修 | | | 40 | 21 | 21 |
| その他 | 21 | 12 | | | |
| 合計 | 6,727 | 5,244 | 3,221 | 6,467 | 6,069 |

この際、次の点が問題と考えられる。

● 県有施設全体について見ると、その機能保全に必要な補修の水準や将来的な費用推計が 行われておらず、適宜、適切な時期に補修が行われているかどうか、すなわち早急に対 応すべき案件が後回しとなっていないかどうか検証する術がないという課題がある。 検証や将来予測を行う目的から、施設の性質に応じて維持管理費を網羅的・体系的に把握・ 分析し、さらにそれらを統括する仕組みを構築し、運用する必要がある。【指摘事項】

(4) アセットマネジメントにおけるシステム運用

①山形県における施設情報の管理

県有施設等について保有資産の一覧となるべき管理台帳の整備状況とその根拠法令または 条例、その他の規則等(以下、「根拠法令等」という。)は次のとおりである。

なお、ここでは県有施設等を次のように分類する。

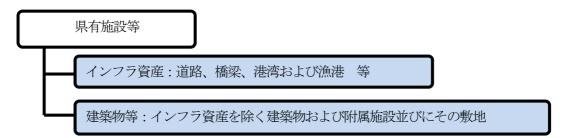


表: 県有施設等の主な管理台帳一覧

| 施設等の種類 | 根拠法令等 | 管理台帳 |
|-------------|-----------------|-----------|
| 建築物等 | | |
| 庁舎・公舎(知事部局) | 山形県公有財産規則 | 公有財産台帳 |
| 庁舎・公舎 (警察) | 山形県公有財産規則 | 公有財産台帳 |
| 学校 | 山形県公有財産規則 | 公有財産台帳 |
| | (公立学校施設の実態調査要領) | 公立学校施設台帳 |
| 図書館 | 山形県公有財産規則 | 公有財産台帳 |
| インフラ資産 | | |
| 道路 | 道路法 | 道路台帳 |
| | | トンネル台帳 |
| 橋梁 | | 橋梁台帳 |
| 河川 | 河川法 | 河川台帳 |
| | | 排水樋門·樋管台帳 |
| 港湾 | 港湾法 | 港湾台帳 |
| 都市公園 | 都市計画法 | 公園台帳 |
| 漁港 | 漁港漁場整備法 | 漁港台帳 |
| 水道 | 水道法 等 | 水道台帳 |
| 下水道 | 下水道法 | 下水道台帳 |
| 空港 | 航空法 等 | 空港土木施設台帳 |

なお、公有財産については地方自治法第238条に次のとおり規定されている。

地方自治法第238条(公有財産の範囲及び分類)

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドッグ並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(中略)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

(以下、省略)

ここで、建築物等の大部分で管理台帳として登録されている、山形県公有財産規則に基づく 公有財産台帳の記載内容は次のとおりである。

口座名称、口座所在地、財産分類、種目、所管課名、所属名、建物名称、所在地、取得年月日、 構造、取得事由、取得面積、建物別(用途)、取得価格、異動(価格変更や増減、所管変更等 の履歴など)、沿革ほか

また、インフラ資産はそれぞれの根拠法令等に基づく管理台帳が存在するが、例示として道路法に基づく道路台帳の記載内容を次に示す。

道路管理事務所(総合支庁担当課)、市町村名、道路種別、路線名、道路管理者、認定年月日、 指定の該当条項、起点・終点、主要な経過地、総延長、施設等の延長・面積・個数、路線延長 の内訳ほか

上記、各管理台帳においては、県有施設等の名称、取得日、数量・面積、所管部局等が把握され、公有財産台帳においては取得価格、評価替後の価格等も把握することができる。しかし、その後の修繕計画や財産管理に活用される情報となり得る、大規模修繕その他の修繕に係る履歴等は各施設等の個別の台帳すべてに当たらなければ把握できない県有施設等も多数存在しているのが現状である。

②保全情報システムについて

県は財団法人建築保全センター「保全情報システム (BIMMS)」を導入しているが、県有施設の維持保全に関わる定期点検等の実施に際して、十分に利活用されているとは言い難い。事

実、現在 BIMMS には施設に係る情報の入力は、一部、行っているものの、BIMMS から出力される情報をほとんど利用していないとのことであった。

インフラ資産においても修繕記録等を含めた施設管理に係る情報について、有効なシステム の活用などによって全体俯瞰可能な状況を作ることが、資産管理の第一歩として重要であろう。

県は県有施設等に係る修繕記録等も含んだ施設情報につき一元的な管理ができるような体制を確立する必要がある。その際には、各県有施設等の情報管理について、十分なシステム化をはかる等行い、県有施設等の管理に係る戦略策定とその実行の準備を行うべきである。【指摘事項】

【参考:BIMMS】

BIMMS は、都道府県および政令指定都市で構成される全国営繕主管課長会議の要請を受けて開発され、地方公共団体が所有する建築物の保全に関する情報を管理し施設の運用に係る業務を支援するシステムである。

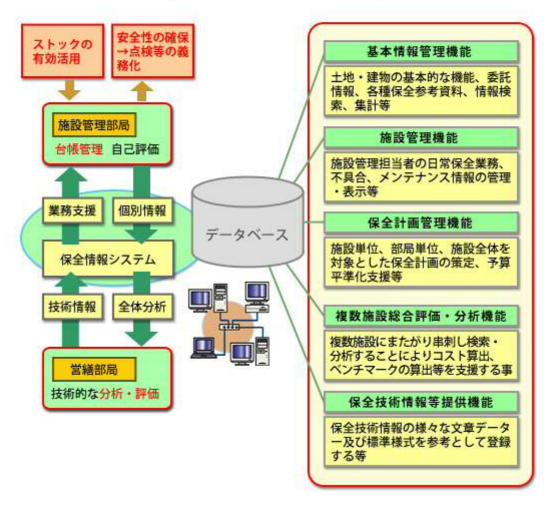
BIMMS は、インターネットを通じて提供するサービスであり、特別の設備や回線は不要で、 初期の情報インフラ投資をせずに導入できる。

管内の広域に点在する個々の施設からデータを入力でき、かつ必要な情報を集約して一元管理できる。また、地方公共団体内において部局別・地域別・役職別等に利用する権限を設定することで、きめ細かく情報管理ができる。

BIMMSのデータは、財団法人建築保全センターが設置した保全情報センターに集約し、安全に管理される。データは地方公共団体ごとにアクセス管理されるので、他の地方公共団体が閲覧することはできない。

BIMMSのイメージ図および標準機能は、次のとおりである。

システム活用のイメージ



- 施設台帳管理:施設の土地・建物等の基本的な情報、保全に関する情報等を管理する。
- 工事履歴管理:施設を構成する建築・附帯施設・電気設備・機械設備に関する工事時期・ 内容・費用を管理する。
- 施設現況・保全状況管理:施設の状況から劣化の進行を予測し、保全計画への反映を支援 する。
- 保全計画作成支援:建築・附帯施設・電気設備・機械設備について保全計画を作成する。
- 施設管理費:施設の運営コストの関わる情報を分析し、具体的な改善策の展開を支援する。
- エネルギー使用量管理:施設で使用している電気・ガス・水道の使用量等を建物別にデータベース化する。
- 複数施設総合評価・分析:管理する施設群の台帳情報、エネルギー使用状況等についての 評価・分析を支援する。
- 保全技術情報提供:保全業務 FAQ、保全関連用語集、点検マニュアル等の情報を提供する。

【参考:ファシリティマネジメント】

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会編集ぎょうせい発行「公共ファシリティマネジメント戦略ー施設資産の量と質を見直すー」においてファシリティマネジメント(以下、「FM」という。)の基礎概念について明確な定義がなされている。

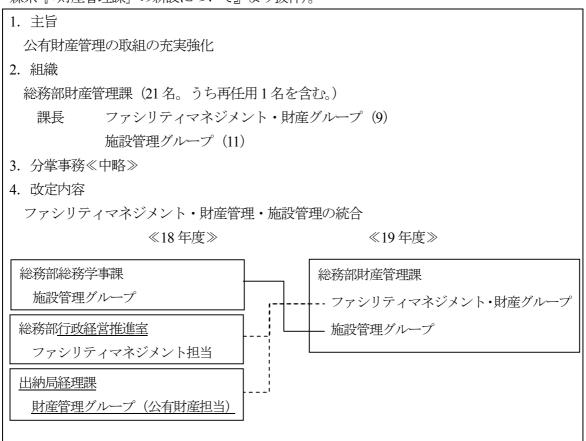
『FM は、企業・団体等が、組織活動のために「施設とその環境」を「総合的に」企画・管理・活用する経営活動である。』

『FM は、ファシリティを経営資源として「有効活用」し、経営目的の達成を図る経営活動である。「有効活用」とは、無駄な経営資源は持たない、持つべき経営資源を最大限活用するということであり、ムリ・ムラ・ムダの 3M をなくすことといえる。』

FM について重要なのは、「全体最適を図ること」とされている点であると考える。同著においては、『これまでは所管部門別の縦割りでの個別最適であったものから、地方自治体としての全体最適をめざす必要がある。公共 FM には、この全庁的な最適化の視点が組み込まれている。』とも記述されており、地方自治体における FM においても全庁的な最適化が必要である点が強調されている。

【参考:青森県の事例】

青森県では、平成19年度に総務部財産管理課が新設され、次のような組織としている(青森県『「財産管理課」の新設について』より抜粋)。



青森県では、FM に係る組織を再編する際、行政経営の中枢でトップに近い財政部門・行政 改革部門との連携が可能となるよう、そのパイプ役となるべき人材をそれぞれ包含して(前年 度組織上、出納局経理課・総務部行政経営推進室)組織している。